

令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第2回）議事録

■日時 令和6年8月22日（木） 午前10時00分～午後0時29分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

柳会長、宮越部会長、安立委員、日下委員、袖野委員、羽染委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

（1）環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト

⇒【大気汚染】【騒音・振動】【土壌汚染】【地盤】【水循環】【日影】【電波障害】【景観】【自然との触れ合い活動の場】【廃棄物】及び【温室効果ガス】について審議を行い、【大気汚染、騒音・振動共通】【騒音・振動】【地盤・水循環共通】及び【水循環】の事項に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

（2）環境影響評価書案に係る質疑及び審議

G L P 昭島プロジェクト【2回目】

⇒ 選定した項目【大気汚染】【騒音・振動】【土壌汚染】【地盤】【水循環】【生物・生態系】【日影】【電波障害】【風環境】【景観】【史跡・文化財】【自然との触れ合い活動の場】【廃棄物】及び【温室効果ガス】について、質疑及び審議を行った。

令和6年度
「東京都環境影響評価審議会」
第二部会（第2回）
速記録

令和6年8月22日（木）
対面及びオンライン併用

(午前10時00分 開会)

○石井アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、東京都環境影響評価審議会第二部会を始めさせていただきます。

本日は御出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員12名のうち11名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和6年度第2回第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出があります。

それでは、部会長、よろしくをお願いいたします。

○宮越部会長 では、本日は、会議に入ります前に、傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○石井アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

○宮越部会長 では、ただいまから、第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「(仮称)グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、「GLP昭島プロジェクト」環境評価書案に係る質疑及び審議の2回目となります。

それでは、次第1の「(仮称)グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、資料1-1を御覧ください。

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議についての資料となります。

1 選定した環境影響評価の項目は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス、この11項目となります。

2 選定しなかった環境影響評価の項目は、悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境、史跡・文化財の6項目になります。

選定した評価項目について委員からの御意見がございますので、後ほど説明いたします。

3 都民の意見書及び周知地域市長の意見は、5 ページからの別紙のとおりとなります。
5 ページを御覧ください。

1 意見書等の件数は、都民からの意見書が1件、周知地域市長からの意見は小平市長の意見が1件で、合計2件でした。

2 都民からの主な意見を要約して説明します。

環境全般について、影響を及ぼすと予想される地域の現状把握が抜け落ちている内容だと感じた。例えば、新所沢街道の西東京市側の延伸による交通量増大を把握していない。工事着工までまだ時間があるので、ぜひ地元目線で物事を見て考える姿勢を示していただきたい、とのご意見がありました。

次に、3 周知地域市長からの意見を要約して説明いたします。

小平市長からは、全般事項として、様々な段階において、周辺住民に積極的な情報提供を行うとともに、分かりやすい周知を行っていただきたい、また、地域住民からの意見・要望についても真摯に受け止め、適切に対応していただきたい、との御意見をいただきました。

環境影響評価項目に関する意見として、騒音・振動について、周辺に住宅等が近接することから、工事の施行に当たっては、周辺環境を悪化させないように努めていただきたい、また、昼間・夜間ともに十分な配慮をお願いしたい。

土壌汚染について、調査の結果、汚染のおそれがあると認められた場合には、遅滞なく届出を提出するとともに、汚染の除去等、適切な処置を講じていただきたい、との御意見をいただきました。

その他の意見として、走行ルート等の設定について、道路管理者や交通管理者と十分協議を行い、交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めていただきたい、との御意見をいただきました。

それでは、3 ページにお戻りください。

選定した環境影響評価項目の委員からの御意見です。

【大気汚染、騒音・振動 共通】について、計画地東側に隣接する南町通りは、道路幅員が狭く、周辺に住居が分布しているため、工事用車両の走行による大気汚染及び騒音・振動の影響が懸念されることから、周辺の交通量を十分に把握した上で、適切な環境保全措置を検討し、予測・評価を行うこと。

【騒音・振動】について、本工場は24時間稼働であり、特に夜間における生活環境への

配慮が求められることから、設備計画等を詳細に検討するとともに、施設や計画地周辺の状況を十分に把握できる調査地点を追加し、施設の稼働に伴う騒音・振動及び低周波音の予測・評価を行うこと。

【地盤、水循環 共通】として、工事完了後の地下水の揚水に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度について、予測する事項として選定していないが、現況から約1.5倍の揚水量の増加を見込んでおり、地下水位低下の大きさによっては、その影響が計画地周辺に及ぶことが想定されることから、予測・評価を行うこと。

【水循環】について、雨水の表面流出量が大きく変化しないことから、土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度を予測する事項として選定していないが、雨水流出抑制施設等の詳細な計画が不明なことから、その内容を具体的に示すとともに、予測・評価を行うこと、との御意見をいただきました。

説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、選定した環境影響評価の項目において、【大気汚染、騒音・振動 共通】【騒音・振動】【地盤、水循環 共通】【水循環】について意見がありました。

報告を御担当されております委員の皆様から補足の説明などをお願いいたします。

資料の順番でお伺いしていこうと思います。

では、大気汚染御担当の日下委員、いかがでしょうか。

○日下委員 答申案のとおりだと思いますが、少し補足説明いたします。

工事用車両は計画地の南側に隣接する柳新田通りと計画地の東側に隣接する南町通りを主要走行経路としており、計画地の南門及び東門を主要な工事用車両出入口として使用する計画となっています。

計画地周辺には住居が分布しており、特に東側に隣接する南町通りは道路幅員が狭く、工事用車両の走行に対する環境への影響が懸念されます。

以上のことから、東門から出入りする工事用車両台数を適切に計画するなど、環境影響の低減に努め、適切な環境保全措置を検討し、予測・評価することを求めたいと思います。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、騒音・振動を御担当の廣江委員、いかがでしょうか。

○廣江委員 今の大気汚染の御説明と重なる部分もありますが、この計画の中で、やはり主要道路として選ばれている南側の柳新田通り、南町通りについては調査地点を設けている

のですが、先ほどの意見照会にもありましたように、北側の新所沢街道は改変されまして交通量が増加することが見込まれるというか、住民の方々もそのように考えておられるようですので、ここの地点をやはり押さえていないというのは、少し計画としては調査に手落ちがあるかなと感じましたので、この地点についてやはり十分配慮していただきたい。

特に、日下委員からもありましたように、南町通りの幅員の狭いところも含めて、新所沢街道からの影響というのは非常に大きいと考えられますので、そういうことも考えて、この答申案に賛成いたします。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、地盤、水循環について、担当の私から説明させていただきます。

これに関する事としては2つあります。

1つが、工事完了後に地下水の揚水を行って、地下水を事業に使うという計画を事業者はされているのですが、具体的な調査として選定項目に挙げられていませんでした。それで、揚水量も1.5倍に増加するということですので、その点、どの程度地下水位が下がるのか。下がった場合、その影響がどの程度の範囲まで及ぶのかということをきちんと評価していただきたいということを1つ目に挙げました。

2つ目は、地表面で被覆改変がほぼ同じなので、表面流出量の変化の程度も小さいだろう、この点は事業者の説明に同意するのですが、とはいえ、雨水流出抑制施設の規模やその詳細をきちんと明示していただくことが必要だと思いますので、評価書でその点をきちんと説明していただきたいということで、2つ目を挙げました。

では、御欠席の委員から事務局でコメントなどを預かっておられますでしょうか。

○石井アセスメント担当課長 事務局では特にコメントをお預かりしておりません。

○宮越部会長 では、ただいまの説明について御意見等、委員の皆様からございますでしょうか。

○廣江委員 騒音・振動で抜けていた点があるので。

○宮越部会長 廣江委員、お願いします。

○廣江委員 さっきは大気汚染と騒音・振動の共通のことについて御説明させていただきました。

騒音・振動のところでの案文についてですが、この施設はかなり住宅地に近いということで、事業者の方々はそのに配慮するということは確かにされているのですが、24時間稼働ということを考えますと、特に環境騒音が低くなります夜間においては影響が出る可

能性もありますので、その点についてやはり十分に配慮していただきたい。

そういうことも含めますと、道路に面する点ではなく、もう少し道路の影響を受けない一般環境の調査地点を考えて配置していただき、その影響を予測する際の基礎データとしてほしいということもありまして、このような案文にさせていただきました。

○宮越部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様からいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(無し)

○宮越部会長 では、特に御意見がないようですので、引き続き、総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、7ページの資料1-2を御覧ください。

資料1-2は、環境影響評価調査計画書について、第1として、部会での審議経過、第2として、審議の結果、第3として、その他の事項を記載してございます。

それでは、「(仮称)グローブライドみらいフィールドプロジェクト」に係る環境影響評価調査計画書について(案)を御覧ください。

第1 審議経過

本審議会では、令和6年6月26日に「(仮称)グローブライドみらいフィールドプロジェクト」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表については、9ページに取りまとめてございます。

7ページにお戻りいただいて、

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地東側に隣接する南町通りは、道路幅員が狭く、周辺に住居が分布しているため、工事用車両の走行による大気汚染及び騒音・振動の影響が懸念されることから、周辺の交通量を十分に把握した上で適切な環境保全措置を検討し、予測・評価を行うこと。

【騒音・振動】

本工場は24時間稼働であり、特に夜間における生活環境への配慮が求められることから、設備計画等を詳細に検討するとともに、施設や計画地周辺の状況を十分に把握できる調査地点を追加し、施設の稼働に伴う騒音・振動及び低周波音の予測・評価を行うこと。

【地盤、水循環 共通】

工事完了後の地下水の揚水に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度について、予測する事項として選定していないが、現況から約1.5倍の揚水量の増加を見込んでおり、地下水水位低下の大きさによっては、その影響が計画地周辺に及ぶことが想定されることから、予測・評価を行うこと。

【水循環】

雨水の表面流出量が大きく変化しないことから、土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度を予測する事項として選定していないが、雨水流出抑制施設等の詳細な計画が不明なことから、その内容を具体的に示すとともに、予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明について御意見等、委員の皆様からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(無し)

○宮越部会長 では、特に御意見がないようですので、ただいま事務局に説明いただいた内容で次回の総会に報告いたします。ありがとうございます。

それでは、引き続き、次第2の「GLP昭島プロジェクト」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○宮越部会長 事業者の皆さん、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、本事業の審議につきましては、4回審議予定の本日は2回目となります。

事業者の皆様の出席は、今回を含めてあと2回を予定しています。

今回は2回目の審議となりますので、委員の皆様には前回の御議論を踏まえて、担当いただいている評価項目について十分に議論を深めていただきたいと考えています。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。説明のあと、事業者に対する質疑を行います。

では、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、10ページの資料2を御覧ください。

資料2は、前回の部会における審議の内容を整理したものととなります。

委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、【土壌汚染】【地盤、水循環 共通】【生物・生態系】【生物・生態系、廃棄物 共通】【日影】【景観】【景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場 共通】【史跡・文化財】【温室効果ガス】【その他】の順序で取りまとめており、合計30件となりました。

前回の指摘、質問事項等は、取扱い欄に前回の日付として「7/25」と記載しています。要約して内容を御説明いたします。

なお、土壌汚染については、後ほど事業者から説明がございます。

【土壌汚染】の番号1として、土地の履歴調査の結果について、年代別の航空写真や土地履歴図の情報をいただけないかとの質問がございました。

【土壌汚染】の番号2として、地歴調査の結果、選定した調査対象物質についての質問がございました。

【土壌汚染】の番号3として、物質ごとの汚染のおそれの分類について質問がございました。

【土壌汚染】の番号4として、地下水位の監視井戸について、地下水質をモニタリングしてはいかがかとの意見がございました。

【地盤・水循環 共通】の番号1として、深層地下水の揚水はしないと、深層地下水の直接的な影響は考えにくいというのは妥当であるが、深井戸のモニタリングはしないのかとの質問があり、事業者からは、現状、深井戸の調査は行う予定はないとの回答がございました。委員からは、観測用井戸や防災用井戸としての活用を行ってはどうかとの意見がございました。

【地盤、水循環 共通】の番号2として、浅層地下水への影響について、地下水涵養量が変わるとあったので、浅層地下水への影響は十分にあり得るとの指摘があり、また、周辺の井戸の状況について状況把握をしたほうがよいとの意見がございました。

【地盤、水循環 共通】の番号3として、雨水浸透施設の設置状況について質疑があり、事業者からは、具体的な内容はまだ検討中であるが、各棟の建物周りや道路に分散させて設置予定との回答がありました。委員からは、この地域の地下水面の形状、分布、地下水の現況を把握した上で設置してもらいたいとの意見がございました。

【地盤、水循環 共通】の番号4として、雨水浸透施設について、昨今の集中豪雨的なものを考えると、かなり大きな浸透ますをつくらなくてはいけないのではないかとの意見に対して、事業者からは、昭島市としっかり協議しながら設計していくとの回答がございました。

【地盤、水循環 共通】の番号5として、表面流出量について、計画した降水量に対するものであることをきちんと書いたほうがよいという意見がございました。

【地盤、水循環 共通】の番号6として、データセンターの冷却を水冷から空冷にすることで、どの程度周囲への熱の放出に影響が出るのか質疑があり、事業者からは、CFDにより検証しているが、地表面での熱収支は、今のゴルフ場としての状態とほぼ変わりがなかったとの回答がございました。

【生物・生態系】の番号1として、アニマルパス及びロードキル対策に関する質疑があり、事業者からは、詳細な検討図はまだでき上がっていないが、代官山緑地と公園の間の道路の下を通すトンネルを整備しようと計画を進めている。道路の時間帯閉鎖については考えていないとの回答がございました。

【生物・生態系】の番号2として、新設される池についての質疑があり、具体的な形状等はまだ確定していないが、代官山緑地の南側に配置し、カエル類を対象として考えているとの回答がございました。委員からは、事後調査で詳細なデータを出して、別事業でも使えるよう、有効性について確認していただきたいとの意見がございました。

【生物・生態系】の番号3として、緑の質について、どういう植物を植え、どういう植生を保つと考えているのかという質問があり、事業者からは、玉川上水沿いに関しては基本的に残していく。新たに整備する緑地に関しても、ゴルフ場内で良好と思われる樹木は可能な範囲で移植し、新植するときには地域の在来種を選定し、緑地に生物が戻ってこられるような環境を整備していくとの回答がございました。

【生物・生態系、廃棄物 共通】の番号1として、改変面積に対して樹木の高さを掛けて伐採樹木量を算出するのは理解したが、評価書では何本切って、どのぐらい廃棄物量が出るのかといった、より分かりやすい書き方を工夫したほうがよいとの意見がございました。

た。

【日影】の番号1として、日影図について質疑があり、事業者からは、一団地のものを除き、単体での日影図で法規制をクリアするとの回答がございました。委員からは、全部まとめた上で、どのくらい周りに日影ができるのかを示すのが誠実かと思うので、その辺の配慮を検討していただきたいとの意見がございました。

【景観】の番号1として、建物の色彩や意匠について、単にガイドラインに合ったものをベタ塗りするだけでは存在感が強烈になるとの指摘があり、事業者からは、色彩や意匠については、計画を詰めている段階であり、色彩に関しては奇抜な色を使うつもりもないので、なるべくなじむような色の選定をしていきたいとの回答がございました。

【景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場 共通】の番号1として、玉川上水についての考え方について質問があり、事業者からは、玉川上水沿いに関しては、樹木は残存、地形もいじらずに残存させていくことによってしっかり配慮していきたい。自然との触れ合いの観点だと、歩きながら自然を感じてもらえるような空間をしっかりと整備していきたいと考えている」との回答がございました。

【史跡・文化財】の番号1として、市教育委員会との連携について質問があり、各種昭島市とは話合いをしているところで、この点についても同様と思っているとの回答がございました。

【史跡・文化財】の番号2として、玉川上水について、景観も含めての姿勢について質問があり、事業者からは、施工業者に対してもしっかりレクチャーした上で、無用な立入りや改変などがないようにしっかり監督していくことになるとの回答がございました。

【史跡・文化財】の番号3として、武藤順九彫刻園やフォレストイン昭和館の今後の扱いについての質問があり、事業者からは、彫刻園は基本的にそのまま継続していくことで検討しており、工事中についても、武藤順九先生を含めて検討していくとの回答がございました。また、昭和館は来年1月末までの営業とホームページで公表されているとの回答がございました。

【温室効果ガス】の番号1として、世界基準で見ると日本の状況が遅れていることもあるが、非常に大きい企業で、新しい価値を普及していく力のあるところであると思うので、PUEは低めに考えていただきたいとの意見に対し、事業者からは、テナントに貸す形となるので、各国の基準以下に下げるというところは現時点で即答できない。テナント誘致の際にいろいろ情報交換をしながら、共感していただくところを極力探していくことで、

御要望の形になるかと思うとの回答がございました。

【温室効果ガス】の番号2として、太陽光発電の導入について質疑があり、事業者からは、物流施設の屋上は屋根が大きく、それを活かす形で太陽光を入れるが、データセンターは建築面積がそれほど大きくないこと、屋上に空調の室外機を置くため面積が取れないことから計画していない。再エネの購入については、検討していくべき内容と考えているが、現時点では未定であるとの回答がございました。

【温室効果ガス】の番号3として、太陽光以外の電力調達について質疑があり、事業者からは、テナントの電力はテナントで契約する形もあるので、施設として全てコントロールすることは難しいとの回答がございました。委員からは、施設側で一括して再エネ契約することも検討いただきたいとの意見がございました。

【温室効果ガス】の番号4として、委員から、調理をするのであれば、オール電化等も考えていただきたいとの意見がございました。

【その他（環境全般）】として、24時間稼働なので、光の害に対しての何か対策を取るのかという質問があり、物流施設やデータセンターは窓が多く整備されるものではないので、夜間に光が漏れ出るとは基本的に少ないと考えている。散策路の照明等については、不要な光を出すようなものを整備していくつもりはなく、昆虫類等に対しても一定の配慮がなされるような照明器具の選定を考えていきたいとの回答がございました。

【その他（事業計画）】として、EV設備の導入について、テナントへのガバナンスについて、周辺道路へのトラックの滞留について、入居テナントの見込みについてなどの質疑がございました。

資料2の説明は以上となります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、前回の質疑応答について、修正等がございましたら、委員の皆様からお願いいたします。

発言される際には、最初にお名前をお願いします。

なお、事業内容や評価書案に係る質問については、このあとの事業者の方との質疑応答のときをお願いいたします。

では、委員の皆様、いかがでしょうか。

私からよろしいでしょうか。

資料の11ページですが、【地盤、水循環 共通】の2番のところで、2段落目の2文目、

掘削深度が浅いから浅層地下水に影響を与えないとの考えは改めたほうがよいというところですが、掘削深度が地下水面より浅いから、ということで、地下水面を入れていただけないでしょうか。

あと、細かいのですが、漢字の間違いで、13ページ6ですが、「水の層変化」の「層」を「相談」の「相」に直してください。

○石井アセスメント担当課長 はい、承知いたしました。

○宮越部会長 委員の皆様からいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(無し)

では、前回の質疑応答について、事業者の方から回答があると伺っておりますので、御説明をお願いします。

○事業者 土壤に関してということで御質問をいただいておりますので、それについてお答えをさせていただければと思います。

まず、航空写真等々、地歴の調査の結果として、情報をくださいというお話をいただいておりますが、評価書案資料編の中で、ページとしますと、2.3-1ということで、土壤汚染の項目が資料編の中にまとめてございます。

こちらで調べている地歴の調査結果として、表で、まず文書で整理させていただいているのと、地図として白図または航空写真等を掲載させていただいておりますので、こちらをご参考いただければと考えております。

また、そこから得られた情報として、選定した調査対象物質をお示くださいということでございますが、こちらに関しましては、評価書案の中の8.3-5ページ、こちらで、計画地内で土壤が汚染されている可能性がある範囲という図面がございます。地歴の調査結果、現地で当時ゴルフ場がまだ稼働してございましたので、ヒアリング等をかけさせていただいて、農薬の関係とかを確認しております。

その結果を踏まえて、汚染の可能性がある判断した地点もしくは範囲というものを、こちらの図面に表現させていただいております。

敷地が大きく2つございますが、東側の敷地、白丸と黒丸が入ってございますが、白丸の地点にはゴルフ場のメンテナンス車等で使用する車の給油施設がございますので、こちらの地点を1つ選定。

黒丸の地点に関しましては、農薬の取扱いを主にやっていた場所ということで、2か所選定をさせていただいているところでございます。

また、西側の敷地に関しましては、グレーで塗っている箇所、敷地の南側の場所になりますが、こちらに関しましては、地歴の調査の内容を整理してきたときに、昭和20年頃に整備工場として敷地の範囲が含まれていたというのが分かりましたので、そちらを対象範囲ということで選定させていただいているところでございます。

これを踏まえて、対象物質が何かというところでございますが、西側の敷地の整備工場があったと思われるところに関しましては、どういった物質が過去に使われていたのかが不明でございましたので、調査の対象としましては、項目としては全項目を対象にして調査をしていくことが適当だろうということで判断しております。

また、東側の敷地の白丸で塗っている給油施設、こちらにつきましては、対象をベンゼン。

黒丸に関しましては、農薬の物質使用履歴等を確認させていただいている中で、チウラムという物質、こちらを調査物質として選定していこうということで、今、こちらの報告書の中ではそのように記載をさせていただいております。

3番目の御質問として、「おそれのある範囲等々、図示してください、教えてください」ということで御質問をいただいておりますが、今お話をさせていただいた内容で御回答にも代わるかと思っております。

なお、東側の敷地の給油施設ですとか、農薬の希釈場所として設定している黒丸の場所に関しましては、ある程度ピンポイントの場所になってございますので、敷地内を10mメッシュで切った中でのこの範囲というところで選定して調査をしていこうということにしておりますし、西側の敷地の南側の広く範囲を拾っている整備工場があったと判断される場所に関しましては、30mメッシュで5地点混合という形で調査を進めていくということでやっております。

あと4番目、水質の調査をしてはどうかということで御意見をいただいているところでございますが、前回の1回目の御審議のときにもお答えさせていただいている深層水のところでも調査対象としてはどうかという御質問をいただいている、現時点では対象外とさせていただいておりますとお答えさせていただいておりますが、水質に関して、こちらの浅層水に関しましても、現時点では対象外ということで考えてございます。

経緯としましては、調査計画書の段階で御審議もいただいて、水質については現地調査としても水質調査は実施していないということでもありますので、現時点では考えていないというところで判断しております。

土壌に関するお答えとしては以上になります。

○宮越部会長 ありがとうございます。

それでは、事業内容や評価書案に関して、事業者と質疑応答を行うことといたします。

委員の方から御質問や御意見等をお願いいたします。いかがでしょうか。

保高委員、お願いいたします。

○保高委員 土壌汚染に関しては状況を理解しました。ありがとうございます。

1点だけ、対象地において、この前質問がありました。土壌汚染対策法ではP F O S、P F O A等は対象外ということで、今回の地歴調査等の対象になっていませんが、基本的には、泡消火剤とか、もしくは何か消火に関する大規模な消火の事例があったとか、そういったP F O Sの汚染が疑われるような履歴というのも確認されていないということでしょうか。

○事業者 お答えさせていただきます。はい、御認識いただいているとおりで、そういった経過については確認できておりません。

○保高委員 ありがとうございます。

ということは、対象地におけるP F O Sの汚染のおそれというのは、ほかの土壌汚染の物質、今回対象としているもの以外と同様に高い状態ではないと理解しました。ありがとうございます。

○宮越部会長 宗方委員、お願いいたします。

○宗方委員 前回こちらの質問をしませんでしたので、今日伺わせていただきます。

都民の方の意見からも多少風環境についての不安が出ております。評価書案を拝見しますと、建設前後でランク2が維持されるものが若干ある程度で、ほとんどランク1ということで、数字の上ではあまり問題はないように思えるのですが、計算などのシミュレーションの状況について2点ばかり教えてください。

まず1つ、計算の中において、「防球ネットは含めない」と書いておりました。ゴルフ場の横にある球が飛んでいかないようにするものですね。当然、ネットも目が細かければ防風効果はあるし、粗ければあまりないということで、まずこれを計算に入れなかったところの根拠として、どんなネットだったか、見学のときはそこまで細かく見ませんでしたので、それを補足していただければと思います。

2点目は、樹木の扱いです。残存樹木をモデル化して計算に入れていると。それから、移設の樹木はまだ入れていないから、先々それが入ったらさらに風は減るだろう、そうい

うような回答もされておりますが、残存というものの扱いのところ、明らかに評価書案の8.9-23にある、ここにある緑色のものがそれだと思っておりますが、これでフィックスしているというものなのかということや、あと、移設後に、あちらこちらに植えるということになります。それは事後調査を見た上で、ここに植えたら防風効果になるといった配慮をされるのかといった、この樹木の扱いといった点。あるいは、完成後の事後調査の扱い、どんなところで取るかといったことも含めて、教えてください。

○事業者 御質問ありがとうございます。

まず、防球ネットに関しましては、ゴルフ場稼働時に整備されているネットでございます。外に飛び出て行かないように配慮されているネットでございますので、それなりに、目の粗いものではなく、細かいものということになります。

解析上見込まなかったということに関しましては、なかなかCFDの再現上難しかったというところが正直なところではございますが、現状で、今ゴルフ場閉鎖の段階において、防球ネットにつきましては安全上の観点から取り外させていただいている、支柱だけが建っているという状況になっておりますので、その現状を再現するということを目途に置いて解析を行わせていただいて、現況の再現としては、安全を見る形で再現をさせていただいております。

樹木の扱いでございますが、こちらに関しましては、評価書案の8.9-23ページに示している図面のとおりでございます。

一番上の図の8.9-11で緑の丸で示しているのが、解析上残して計算している樹木となっております。こちらに関しましては、敷地の境界沿いではほぼ確実に残せるだろうと思われるもの、まだ検討としては継続中ではございますが、これ以上に残せるものも当然出てくると思っておりますが、敷地境界沿いにあるものに関して、確実に残せるものについては、今回の解析上では樹木として残した状態で解析を行ったというものでございます。

また、今後、移植等で増えていくものということではありますが、それにつきましては、現状で解析している以上に防風効果が得られるものと認識してございますし、現時点の解析結果として、現状と、将来的なところでの風環境の変化としてあまり大きく見られなかったということでもありますので、実際に事業が行われたときに関しましては、より風環境としては効果のある環境が形成されていくものと判断してございます。

○宗方委員 ありがとうございます。状況は分かりました。

ランクの説明なども、年間を通しての最大瞬間風速の累積頻度みたいな、非常にある意

味実感として分かりづらいというところもありますので、周辺の住民の方々に何か説明する機会がありましたら、数字の実感と対応する意味ですね、クリアしているからいいではなく、どういうものだよというのが肌体験として何か伝わるような御説明などもいろいろと工夫していただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○事業者 ありがとうございます。

説明する機会とするとまたあるかもしれませんが、評価書においてより分かりやすい図書となるような努力はしていきたいと思います。

○宮越部会長 では、羽染委員、お願いいたします。

○羽染委員 評価書案のページ数でいいますと8.13-25ページですが、一番下にあります表8.13-31に関して、ここで供用時の廃棄物の再資源化等の計算をされているのですが、右から2つ目にあります本事業の再資源化等率目標値というのが、一般廃棄物だと37.1%、産業廃棄物だと36.4%という数値が入っているのですが、この数値はどのような考え方で出されたのかというのを教えていただきたい。

そこの前のページの8.13-24ページを見ると、一般廃棄物は段ボールがほとんどを占めていて、それから、産業廃棄物に関しては廃プラが一番多いと受け取れますので、この辺の再資源化の考え方をどのように考えて目標値を設定されたのかというのを教えていただけますでしょうか。

追加の質問になります。

○事業者 御質問ありがとうございます。回答させていただきます。

まず、目標値の設定の考え方としましては、今回の事業としましては、物流倉庫もしくはデータセンターという建物を整備して行って、その中に入居される企業にお貸ししていくというような形を取らせていただきます。

入居企業のほうでごみの処理などは個々にやられるということになりますので、一概に企業努力というところで統一的な数字がなかなか見出しにくいというところが背景としてまずございます。

そこで、今回設定させていただいている目標値としましては、評価書案の8.13-9もしくは10のページに、東京都もしくは昭島市のほうでの将来推計としての目標値が資料としてありましたので、そちらは最低限守っていかうという観点で目標値として採用させていただいてございます。

各テナント企業に対して、入居されるときにこちら施設管理者、事業者としましては、

極力再資源化に努めてほしいという旨につきましては、お願いというベースになりますが、させていただきながら、しっかりと対応してもらえるよう、確認等は個々にやっていくということで対応していきたいと考えております。

○羽染委員 説明ありがとうございます。

まず、一般廃棄物の段ボールに関してですが、現状は一般廃棄物の場合、20%とか30%ぐらいがいわゆる資源化率としては標準値になるのですが、段ボールがメインなので、段ボールに関してはもう少し高い目標値を持ってもいいのではないかと感じました。

それから、産業廃棄物の廃プラスチックに関してですが、プラスチック資源循環促進法というのが新しくできましたので、こういう法律の趣旨も踏まえて、廃プラスチックの資源化というのはもう少し高い目標値を持っていいのではないかと思いますので、評価書のときにもう少し見直しをしていただけないかという考え方でございます。

それから、前回述べました緑の質と伐採樹木との関係については、ぜひ慎重な御検討をして評価書に載せていただけないかというお願いです。

○事業者 ありがとうございます。

御指摘いただきました資料等を再度確認させていただきながら、前向きな回答としては、見直しのほうは確認の上進めていきたいと思っております。

あと、樹木のほうに関しましても、評価書においてやれる範囲で、再検討できるものであればやっていきたいと思っております。

○羽染委員 よろしくお願ひします。

○宮越部会長 では、水本委員、お願いいたします。

○水本委員 私の専門で、玉川上水に関して少し聞かせていただければと思います。

御承知おきのとおり、史跡玉川上水というのは、江戸時代に開削されて、武蔵野の田畑を潤す用水として分配されて、江戸市中においては江戸城の泉水、あるいは、江戸の市民たちの上水となっております。

これは東西に東京都は長いですが、東半分の区部だけではなくて、西側の市域が発展するにおいても、産業、生活、文化、これに大変重要なキーを果たしております。当然ながら、そういうことで、史跡そのものと一緒に、周囲の景観保全というものも問われていることは、皆様も御承知おきのとおりです。

自然勾配、自然流下で分配されたこの技術というのは、エネルギー負荷が非常に少ない水道技術として、現代のエネルギー問題を考える上でも非常に重要であろうかと思っております。

こちらを東京都として後世にどうやって受け継いでいくのかということで、この史跡玉川上水について、工事中についてもどういった配慮がなされるのかということをお聞かせいただきたいと思ひます。お願ひします。

○事業者 ありがとうございます。

工事中、当然、計画において玉川上水を触ることはございませぬし、今回、玉川上水の南側の部分については、先ほどの説明でもありましたが、一皮、現状の地盤のレベルや樹木というものを極力残したような形にしていきます。

そういった形にすることと、建物自体も数十m玉川上水からセットバックをしていますので、例えば重機等が通る場合においても、きちんとそこは離隔を取った上でやりますので、当然直接的に、例えば土砂をその中に落としてしまふとか、そういったことが一切ないような工事計画については、施工会社ときちんと話合ひをした上で対応していきたくお願ひしております。影響がないようにきちんと工事をしていくということで御理解いただければと思ひしております。

○水本委員 これは検討ということではなくて、それを担保するというような理解でいいということですね。

○事業者 はい。当然そのようにしてまいります。玉川上水ですとか、当然隣地なども含みますが、そういったところに影響がないように工事をしてまいります。

○水本委員 分かりました。回答ありがとうございます。

少し補足でコメントもさせていただきます。玉川上水については承知しましたということで。ただ、前回の回答にもあったのですが、見解書のほうにもありますが、都民意見というのを多数、多岐にわたるジャンルでございました。この回答について、大変恐縮なのですが、同じ内容のものであるので仕方ない部分もあると思ひますが、おそらくコピー・アンド・ペーストをされまして、一部回答には表記の揺れとかずれというのがありまして、こういったことが少しやはり、住民の皆さんにとっては不安感とか、そういうことにつながっていきかねない問題だと思ひます。

今のようにはっきり答えていただきますと大変安心材料になりますので、できる限り意見についてははっきりお答えになるのがよろしいかと思ひます。

前回の会議の中で、交通の不安という御意見が都民の意見等に多かったので、道路の改善の見通しなども質問させていただきまして、今のところはっきりしたそこのお答えというのは昭島市と連携してもなさそうな形ですので、システムで改善可能というお答えもあ

りましたが、担保できるものなのか、そういうことを検討して、これができるかできないのかという、「できる」という答えを改善等の不安解消ということで求められていると思いますので、そのあたりも、お答えの仕方等も配慮されたらいいかと思いますが、その辺についてもどのようにお考えでしょうか。大変な作業をなさったと理解しているのですが、お聞かせください。

追加ですが、お願いします。

○事業者 ありがとうございます。

回答につきまして一部、いろいろと同じような内容のものもありながら、答えるタイミングが違ったりしまして、少し表記ゆれがあったということについては、大変申し訳ございません。

大きな内容、考え方についてはずれることなく回答しているつもりではありますが、ちょっと表現等については、今後の機会においても、そのあたりも気をつけてやっていきたいと思っております。

道路につきましても、今御指摘をいただきましたとおり、近隣の皆様からたくさんの御意見をいただいている内容ではございます。直接アセスのところには関わらない部分はあるかもしれないですが、私どもの敷地外、公道については、直接我々がどうこうできるところというのは非常に少ないところではございますが、昭島市からも幾つか要望を受けているようなところもあって、そこに対して私どもとしてもどういう協力ができるかということについては、引き続き協議をしていくような形は取っていきます。

そこはちょっと、何かはっきりと申し上げられるような内容というのが現時点ではないのですが、そこについては引き続き地元の行政を含めてコミュニケーションを取っていくというところが現時点でのお答えになるかなと思います。

○水本委員 分かりました。引き続きよろしくお願いします。

○宮越部会長 安立委員、お願いいたします。

○安立委員 私は今回オオタカについて主に質問させていただこうと思います。生態系については、都民の方からもたくさんの意見がありまして、ホテルなどいろいろ質問したいことはあるのですが、多くなってしまうので、今日はオオタカを中心に質問したいと思います。全部で4つあります。

初めに、評価書案の8.6-58にありますオオタカの営巣中心域という図で示されているように、代官山緑地の西側の緑地にも幼鳥が入っていたりとか、オオタカの営巣関係では非

常に重要な地域だと考えられます。

本計画では、この代官山緑地の西側の緑地は物流施設の建設予定地となっておりまして、ほぼ全部の木が伐採されるだろうと私は予測しています。

それで、オオタカは非常に重要な種でありますので、これについての保全対策は十分にさせていただきたいと思っているのですが、評価書案の8.6-105ページの鳥類のところには、オオタカについての記述が全くないというところが、どうしてここには記述がないのかというのを教えていただきたいのと、あと、110ページには重要な生物に対しての中でオオタカ、これはちょっと文字が「オオカ」となっていて、慎重にお願いしたいのですが、つまりは、「代官山緑地を中心として営巣しているオオタカをなるべく刺激しないように工事をします」というふうには書かれているのですが、「遠くから工事を開始して、だんだんオオタカに慣らさせていく」みたいなことが最後のほうに記述されています。

「オオタカを工事に慣れさせる」というふうになっているのですが、そのような前例というか、この方法、オオタカが本当に工事に慣れていくのかということと、例えば多分オオタカは、工事に対して、どこかに回避していなくなるのだと思いますが、それが本当にまた帰ってくるかという事後調査が非常に重要だと思います。

なので、2つ目の質問は、「工事に慣れさせる」と書いてあるのですが、このような方法は前例があるかどうかということです。

3つ目ですが、工事完了後の事後調査とモニタリングをどのように実施していくかと、それに対して保全にどう取り組むかについては、あまり記述がないように思います。

特に、4つ目の質問に関連するのですが、自然との触れ合いの場を設けるということで、代官山緑地の北側は緑地として、道路を挟んでではありますが、割と大きな緑地を残して保全をすと言っておきながら、触れ合いの場、例えば8.12-28ページの図だと、かなり歩道が整備されて、人がすごく入れるようになっていて、前回からも思うのですが、生物の保全をやりたいのか、自然との触れ合いの場を重点にしたいのかが、ちょっとこの8.12-28の図から見ると分からないですね。

なので、生物の保全のほうを重点にするのか、自然との触れ合いの場を重点に置くのかをきちんと考えていただいて、両方にいい顔をしないで、きちんとゾーニングをすべきだと思うのです。というところをどのようにお考えになっているかというのをお聞かせいただきたいです。

○事業者 ありがとうございます。

すみません、1点目について、再度、御質問を確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○安立委員 はい。1点目は、評価書案の8.6-105ページのところで、鳥類というところの記述があるのですが、そこにオオタカが入っていないのはどういう意図なのかというのを伺いたいです。

○事業者 分かりました。ありがとうございます。

まず、1つ目の御質問に関しましては、記述が不足しているのではないかという趣旨の御質問かと思っております。

オオタカに関しましては、先ほどお話をいただいたとおり、110ページで特化して書かせていただいている関係もございまして、105ページでは一般鳥類という認識のもと予測結果の内容についての記述を整理させていただいている、そういうつもりで書かせていただいているところでございます。

御指摘いただいた内容を踏まえて、評価書の段階でやはりこちらにもオオタカについての記述を書いておいたほうが良いということであれば、評価書において改めていきたいという気持ちはございます。

2点目、工事において慣れさせていくというような前例があるのかというところですが、近くで申し上げますと、例えば昭和記念公園の西側のところで開発が過去に行われていて、長期にわたってモニタリングがされていた案件があったかと思えます。

そちらも隣接といいますか、敷地内にオオタカが営巣しているというような経緯があったかと思えますし、その工事もしつつ、モニタリングも並行して行いながら、現状維持といいますか、営巣し続けている状態で施設が完成していったというような経過があったかと思えますので、今回に関しましても、そういった経過を参考にさせていただきながら、本事業の工事についても進めていきたいと考えているところでございます。

3番目、事後調査のモニタリングの方法についてというところですが、こちらにつきましても、具体的に評価書案の中では、御指摘のとおり、詳細に記述はさせていただいていないのが現状でございますが、工事期間中、現地での調査自体、月のうち3日間連続の調査を行いながらというような形で、猛禽類の保護の進め方等を参考にしながら現地調査をさせていただいております。

工事中、施設完了後1年目、もしくは、程度によってという確認状況次第というところもあるかと思えますが、少なくとも工事期間中はオオタカの営巣状況等につきましては同

じような形で調査を進めていきたいと思っております。

具体的な調査の方法につきましては、今後、評価書を出すタイミングとほぼ同時期になると思いますが、事後調査計画書という形でまとめさせていただいて、別冊になりますが、まとめて公表させていただくことになろうかと思っております。

4つ目につきましては、自然との触れ合いの場と、自然保護をしようとしている代官山緑地というところで、2つが接しているような場面ではありますが、そのあたりはもう少し、歩道の位置関係も含めて考えていくところもあるのかなと思います。

ただ、現状の代官山緑地の北側のところにつきましては、当初、現時点では閉鎖しておりますが、ゴルフ場であったというところで、おそらく組数とかを考えると100名とか200名というあたりの方が常に歩いているような場面ではありましたが、そういった観点からすると、そんなに大きな環境の変化はないかなと思っております。

周りの地域の状況から考えても、遠くからものすごく人が集まってくるような歩道ではなくて、近隣の皆様が散歩としてお使いになられるというような感じの公園になるかなと思いますので、そういったところがうまく両立していけるような空間を整備していくべきかなと、私ども自体が考えているという状況でございます。

2つ目の、先ほどのオオタカの工事に慣れていく、慣れていかないというところの補足でいきますと、代官山緑地の東側の部分に老人ホーム等の建物が既に建っておりますが、その工事後、当時オオタカが近くに、代官山緑地の中に営巣していて、工事中もある程度配慮を行いながらやった、その後も営巣は継続しているというような状況があったということで、私ども所有の前の話ではありますが、そういった事例があったというところを補足としてお伝えさせていただければと思います。

○宮越部会長 安立委員、よろしいでしょうか。

○安立委員 はい。ありがとうございました。

○宮越部会長 ありがとうございます。

では、次に、日下委員、お願いいたします。

○日下委員 この意見書を見る限り、2つの点で非常に住民が心配しているということが分かります。

1つが、車両の交通量の話ですね。評価書案を読む限り、一般的な方法でやっているのですが、どうも住民の方たちは、大きな幹線道路が増えると、今までのほかの車が住宅に入ってくるのではないかと思っているらしくて、もちろんそれはアセスではなかなかそう

いう細い道とかのところ、間接的に増える道路のところまでは調査しないと思いますが、かなり多くの人たちがその辺を気にしているので、事後調査とかのときは、そんなに通常ではないかもしれないですが、住民の方が心配しているような住宅街道路についても調査するとか、そういうことはお考えはあるでしょうか。

○事業者 ありがとうございます。

おっしゃられるとおり、非常に一つ一つの住宅道路についてまでの調査をすることは難しいと考えております。ただ、近隣の皆様からも非常に大きな御意見をいただいておりますので、まず私どもが運用する事業者として、我々の者がそこにまず入らないように、きちんとそこについては、テナントを含めて協議会を持ってやっていくというところは、近隣の皆様にもお伝えをさせていただいているところでございます。

また、これは地元の行政も含めて今相談しているのが、事業開始後、実際の運用が開始をしてからの話にはなりますが、我々が予測をしているものと起き得る影響というところが実際どうなってきていて、どういう課題が出てくるかというところは運用後でないと分からないところもありますので、そういった面については、協議会をつくって話し合いをしながら改善をしていきたいと思いますというような場を運用開始後はつくっていきましょうということで、今、昭島市も含めてお話をしている状況でございます。

具体的にどういう形にしていくかというところについては、今後詰めさせていただくような状況でございます。

○日下委員 すみません、私の説明が分かりづらかったかもしれませんが、住民の方は2点気にしていて、これに関する直接的な車が、関係車両とか直接的なものが住民がふだん使っている道路に来るということだけではなくて、渋滞が起こるだろうから、関係車両ではない、今まで住宅街に行かなかったような車が渋滞を避けるために入ってくるのではないかというところを気にしているコメントが、多数あったように私は感じました。

なので、自分たちは住宅街に行かないよという話だけではなくて、これは間接的な影響なので、直接的な責任ということではないかもしれませんが、交通量が増えることによってこれまで入ってこなかった一般の車が住宅街に入ってくるのではないかとこのことを心配しているようなので、やはり1地点でも2地点でもいいので、そういうところで事後調査をするというのはいかがでしょうか。

○事業者 すみません、趣旨は理解をしていたつもりですが、私の回答が悪かったのかもしれませんが。

実際、どの部分の道路が増えたと感じられるかというところがなかなか分かりづらいところもありますので、事後調査でやるのが正しいのか、先ほどちょっと申し上げたような協議会の中で御意見が出てきたところに対しての対策を考えるのかといったところで、そこについてはまた別の観点からと思っておりますので、何かしらの対応は考えていきたいと思っております。

現時点で近隣の皆様に私どもとしてお話をしているのは、今おっしゃられたとおり、我々の車が増えて渋滞といたしますか、道路混雑が増えた場合に外に漏れ出す車というのが我々以外のところで増えてくるよね、というようなお話だと思っております、そうすると我々が、車増えますので、負荷というものはどうしても出てくるのですが、その部分の増大をいかに減らしていけるかというところについては、我々としても考えていけるところかなと思っております。

なので、一つ一つに負荷の増大が集中しないような形の対策を施設運営側では今検討しております、それが最終的ににじみ出しのような、一般の車の方々が入っていかないようなことにつながっていくのではないかと思います、現時点ではそういう対策を考えております。

運用開始後は、事後調査の中でというよりは、行政を含めての協議会でお話合いをする中で、どの部分がどうなっているよというところを把握した上で、対策については考えていきたいと思っております。

○日下委員 分かりました。

あと、住民の方はやはり、大気汚染の濃度が非常に増大するのではないかとということは何となく思っている方がたくさんいるようです。それで、少し住民の方の誤解もあるのかもしれませんが、例えば、見解書の57ページ目の二酸化窒素の濃度が2.3倍になってしまっているのではないかと。これは見解書の概要できちんと丁寧に説明されていて、読めば分かると思うのですが、でも、住民の方が読んで本当にそれで納得するかというところがちょっと心配なところでもあります。

これはどうして出てきたか、多分、現在の値は平均値、年平均を使っていて、将来の値は最大値、最大の日を使っていて、それで比べているので、フェアな比較になっていないというので、住民の方が誤解したと思うのですが、何か書き方とか、そういう誤解が、評価書案は一般的な書き方をしているのですが、今回は大気汚染についてこれだけいろいろ住民が心配しているので、少し住民の方でも分かりやすいような記述に今後していって

ただけないかと思えます。

そういう誤解を解くためには、少しやさしめの言葉で書くとか、いろいろあると思えます。例えば、概要の中では、98%値というのが年の最大に近いと書いてあるので、そういう感じのことを評価書案とかに書いたり、あるいは、表の米印のところで、単に低いほうから数えて98%ではなくて、もう少し踏み込んで、年間で一番高濃度になるような値に近いとか、そういうことを書くというのはいかがでしょうか。

なるべく平易な言葉で少し補足して書いていくという方法はいかがでしょうか。

○事業者 御助言ありがとうございます。

評価書に向けて、今おっしゃってくださったような内容を踏まえて、表現等につきましては分かりやすい、納得しやすい文章になるように、できる範囲で見直していきたいという気持ちはございまして、今御指摘いただいた内容は身にしみるものでございまして、ありがとうございます。評価書に向けてしっかり対応していきたいと思えます。

○日下委員 あと、それと関係するのですが、この評価書案は一般的で、多分そんなに大きい問題ではないと思えますが、やはり交通量についてとか、大気汚染についても、一般的に現状の調査があって、将来の調査があって、別々に、別なところに書きますよね。これで結構誤解が生まれているような気もするので、将来予測のところにもう一度、現状の、ここと比べると何倍になっているとか、そういう書き方をしたりするという工夫も、今回についてはあってもいいかなと思えました。

○事業者 ありがとうございます。検討していきたいと思えます。

○宮越部会長 では、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 温室効果ガスについて、前回お答えいただいた点をさらに深掘りというか、追加で質問させていただきたいと思えます。

まず、評価書案の8.14-1、温室効果ガスの最初のページのところに、PUEの説明を脚注1みたいな形で入れていただいているのですが、そのこと自体は非常にいいと思うのです。ただ、ここで、省エネ部会の資料を引いて、「システム保護のために設備の冗長性が求められるため1.3以上の数値は期待できないとされている」と書かれているのですね。脚注を入れること自体はすごく良いと思えますが、私は省エネ部会の資料ももう一回読んでみたのですが、ちょっと中途半端だなと思っていました。

省エネ部会のほうで、J D C C、日本データセンターがプレゼンをした資料によると、データセンターを3つに分類していて、事業用のデータセンターと、企業内のデータセン

ター、大学・研究所のデータセンターと、メガクラウド向けのデータセンターがあって、最初の2つ、事業用DCと企業内DC、大学・研究所DCに関しては、確かに1.3以下は期待できないということは書かれているのですが、3番目のメガクラウド向けについては1.1以下のケースもあるということが書かれているのですよね。

前回もお伝えしましたが、まずグーグルとかマイクロソフトとかはもう1.1を切ってきていて、そうすると、その企業は③のパターンなのかどうかというところがまず、これをGLPに何うのもなんですけど、確認したいということと。

なので、そちらは1.1を切っているけれども、特に、多分、GLPだと事業用のDCに当たるとは思いますが、そこは1.3以下に行くのは非常に難しい、現状では難しい。なので、これからの効率性の改善等があれば1.3以下に行けるといって、そういうニュアンスなのか。そこは、もし書くのだったら正確に書いていただかないと、ちょっと誤解を生むと思うのです。

特に、シンガポールでは1.3以上のものは建てられないというのも前回確認したところですが、そうすると、事業用のDCというのは、世界中で最新の技術をもってしても1.3より下に行くのは難しいのか。そうすると、それはシンガポールでは建てられないのかとか、いろいろな疑問が出てきてしまうので、そこは書くのだったら正確に、もう少し情報を入れて書いていただきたいというのが1点目です。

なので、ここで、書くのだったらきちんと書いてほしいということがコメントで、今1.1を切っているところは全てメガクラウド向けDCなのかどうかというところは、GLPへの質問です。

併せて、2点目ですが、またPUEについてなのですが、データセンター全体の消費電力を、IT機器等の消費電力で割って出てくる数値ですよね。そうすると、どこまでがGLPの側で担保できるのか。1.4以下というふうに書いてくださっているのですが、1.4以下を達成する上で、要は箱物のところはGLPがやってくださるということだと思いますが、そこでどこまで1.4を担保できるのか、どこまでがGLPで、どこからがテナントがやるところなのかということをもう一度確認させていただきたいというのが2番目の質問です。

1点コメントがあるのですが、まずここまでお答えいただけますでしょうか。

○事業者 ありがとうございます。

御指摘をいただいた中で行きますと、基本的には事業用データセンターという形ではあ

りますが、もし大きなメガクラウドの会社が入ってこられた場合というのはメガクラウド用になり得るような状況かなと思っております。

実際ここに関しては、テナントにどういったところが入るかというところは、現時点では何もはっきりしていない状況でありますので、事業用データセンターというところのベースで今考えていますという状況でございます。

実際では、そのデータセンターの中が、どこからがG L Pで、どこからがテナントになるのかというのも、これは結構まちまちなところもありまして、テナントと今後協議をする中で決まっていく、今回8棟ありますが、8棟が全て同じ形になるかどうかというところ、現時点では微妙なところもあります。

例えば、先生がおっしゃるとおり、ガワについては、確実にデータセンターを造る我々として造っていきます。建物、それから、その建物を動かしていくための最低限の設備というところまでがまずガワという形であって。

その後、実際データホールの中にサーバーを入れていって、サーバー室を成り立たせるための空調というのが出てまいります、その空調については、テナントが持たれる場合もあれば、そこまで我々が用意をして入ってきていただくという場合もあって、そこについては、テナントによっていろいろ考え方がありそうなところがございます。

サーバーそのものについては、基本的には我々ではなくて、テナントのほうで入れていただくという形になるかなというところがありまして。

実際、私どもとしても、大きな会社に入っていただけるということが確実になった場合というのは、今の中で1.1というところも十分目指していける数字にはなっていくとは思いますが、そこまで私どもの事業形態からいきますと、踏み込んで記載というのは難しいところもありまして、1.4という数字で統一させていただいている状況でございます。

全体についてはそういった状況でございます。注釈につきましては、資料を再度確認の上で、もう少し踏み込んで、分かりやすい表現に改めていきたいと考えております。

○渡邊委員 もう一度確認したいのですが、そうすると、データセンター全体の消費電力とこのことを考えたときに、空調とか照明等に関しても、これはテナント側の責任というか、テナント側が準備するというケースになる場合もあるということですか。

○事業者 それについては、形態としてはあり得ますが、全体の今のエネルギー量という意味では、1.4で計算をした場合についてはこの数字になってまいりますし、それを超えることは基本的にないということで考えております。

○渡邊委員 なるほど。要は、PUE自体を下げるためには、ガワが効率的だと下がっていくので、ガワというか箱物というか、空調とか、あとはLEDを使うとかそういうところで下がっていくので、そこはできれば、テナント次第ではなくて、全体としてGLPの側で整えていただいたほうがいいのかと思うのですが、1.4と書いているけれども、GLPのところでコントロールできるところというのは、結構まちまちになるという理解でよろしいですか。

○事業者 コントロールできる部分については、建物によって変わってくる、まちまちになる可能性はありますが、それが1.4よりも、例えばはるかに性能が悪いというような形にはならないように、そこはコントロールをしていく形になるかと。

仮に空調の、建物自体の空調は私どものほうでやっていく形になりますが、サーバーを冷やすための空調というのはテナントに行くという可能性はあります。なので、そこまで含めてGLPでやっているものもあれば、そうでないものもあつたりしますので、そういう意味ではまちまちという表現はおっしゃるとおりかなと思いますが、私どもが用意しなかったデータセンターにおいて、著しく今回の書いている数字から逸脱するような省エネ性能を持つということはないと今考えております。

○渡邊委員 分かりました。ありがとうございます。

今、PUEについていろいろ伺った上での最後コメントですが、PUEだけで見ていると、実はIT機器のほうの効率性は担保されないのですよね。IT機器の運用が非効率だとPUEは下がってっちゃうということにもなりかねないので、IT機器側とテナント全体の、要はPUEではなくて、やはり消費電力を見せていただくというのが非常に重要だなと考えていまして、それを事後調査のところでお示しいただくことは可能なのでしょうか。

○事業者 すみません、今、即答できる知識レベルがないものですから、ちょっと確認をさせてください。

消費電力、今、先生がおっしゃる消費電力といいますと、テナントの部分も含めて全体としてというお話と理解をしております。

○渡邊委員 はい、そうです。

○事業者 その部分というのが、そもそもテナントとして公表できるものなのかといったところは、どうしても、私ども、貸しデータセンターであったり、貸し施設であったりしますので、そこは事業上できないという可能性はあり得るかなと思っておりますので、そこ

がどこまできちんと提示できるかというのは、今即答ができないので。

○渡邊委員 分かりました。

○事業者 確認をさせていただければと思っております。

○渡邊委員 検討していただきたいと思います。

一方で、ではテナントの消費電力でないところは事後調査で示していただけるという理解でよろしいですか。

○事業者 そこは可能だと思います。

○渡邊委員 分かりました。

では、テナントの部分に関してはどうかというところは、今日ではないけれども、御回答いただくと考えていてよろしいですか。

○事業者 はい、確認させて、回答させていただきます。

○渡邊委員 ありがとうございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○宮越部会長 ありがとうございます。

安立委員、追加の質問でございますか。

では、お願いいたします。

○安立委員 先ほどの自然との触れ合いの質疑応答のところでもちょっと引っかけたのでもう一回確認したいのですが、最後のところで、代官山緑地の北側は生物保全のためプラス、遊歩道を使って自然との触れ合いの場みたいなものをつくるというところの議論で、もともとゴルフ場だったから、そもそも人が入らないみたいなことをおっしゃられた気がするのですが。

でも、評価書案の8.12-28ページを見ると、西側にある上水公園から遊歩道が入って、人が敷地内に入れるような感じを受けるのですが、ゴルフ場だったときは、多分、人が入れないから、ゴルフをする人しか歩いていないというのはそのとおりなのだと思いますが、これから上水公園、または、地域貢献棟から人が敷地内に自由にできるようになったときの人がどれぐらいここを歩くのかということと、ゴルフ場だったときの頃は全然違うと思うのです。

人がどのように入って利用するのかというのを、事後調査は非常に重要だと思いますし、この代官山緑地の北側にアニマルパスを通してアナグマを守るとか、いろいろな生物保全の地としても使おうというのなら、やはりちゃんとゾーニングするなり、人がここからは

入れないようにするなり、保全区域みたいなものを設けるのか、設けないのかみたいな計画をきちんと立てていただかないと、やはり不信感というか、この評価書案の内容が何か、いろいろなところにいることを言っているなとしか思えないので、この辺をきちんとしていただきたいと思います。

私個人の意見ですが、科学的根拠は全くないのですが、人が入らないゴルフ場だから、でもゴルフ場だから芝一面だったから自然がないかということ、決してそうではなく、ゴルフ場の片隅だからこそ守られている植物とか生き物というのは必ずいると思うのです。それを今回、こういう大幅な土地利用改変をすることで、そういう小さな生き物たちを全滅させてしまう可能性もあるわけです。

だとすると、前歴が、前の土地がゴルフ場だったからというのは全く理由にならなくて、これからではどういう自然保護に対する保全措置を取っていくかということの、自然への意気込みみたいなものをきちんとしていただきたいというのがコメントです。

○宮越部会長 ありがとうございます。

事業者は、よろしいですか。

ありがとうございます。

日下委員、お願いいたします。

○日下委員 先ほど調査について質問したのですが、今度は調査ではなくて、環境保全上の措置についてです。

見解書の58ページの下段にあるように、住民の方々は本当に環境保全に対する措置がきちんと行われるのかということに心配しているように読めます。つまり、アセスでよく書いてあるような、「周知徹底する」とか、そういう書き方は一般的によくされますし、実際そうするのでしょうかけれども、それだと実効性が本当になされるか、住民が心配しているような感じです。

これに対して、ルールを定めるということは言っているのですが、住民の人はさらに踏み込んだことが書いてあって、ルール違反したらペナルティをやるなど、とにかく、きちんと実行するような方策を考えているかということにすごく気にしているように思います。

また、それ以外でも、何か安全上の問題とか、いろいろなところで心配しているので、こういうのを考えて徹底させますだけだとなかなか納得感は得られないような気がするのです、より具体的に、どのように周知徹底させるのかということを考えてられているのかということが1つです。

もう1つは、今まで書いてあること以外にも、何か環境保全上の措置についてさらに追加してこういうことをやるということは考えているのか。

1点目が実際どう実行させるのかということ具体的をどう回答するのか、2つ目がプラスアルファとして何か考えているのか。2点お願いします。

○事業者 ありがとうございます。

まず、見解書58ページのところでいきますと、ドライバーですとか、そういった交通についての部分かなと思っております。

ここに書いてある形に沿うような形になりますが、まず運用方法ですね。私どものほかの施設で具体的にどういうことをやっているかというところではいきますと、各施設にいろんなテナントに入らせていただいている、その代表者の方と私どもの会社と、管理を実際に担当していくメンバーと、定期的に打合せの会を持っております。そういった中で必ず、どういったところが危なかったか、どういった課題があったかというところをオープンなコミュニケーションを取って話し合いをして、ルール徹底を各企業に守っていただくようお願いをしていく。

当然、企業にとってもそういった、安全というところについては死活問題でございますので、むしろ企業から我々に対して、もっとこういうふうにしてほしくないかというような意見も出てまいります。そういったところを繰り返していくことで、周知徹底という形、言葉にするとその一言になりますが、そういった周りの安全というところを実行していくというやり方を現状、私どもの施設でやっておりますし、今回のこの施設でもやっていくという形になります。

さらにそれに加えて、環境保全というのが、いわゆる緑とかの環境ではなく、周辺環境という理解でお答えをさせていただきますと、さらにそういった例えば安全面とかをより具体的に守っていく上で新しくやっていることとしましては、全ての施設ではないのですが、周辺の道路のヒヤリハットマップを独自でつくっておりますし、そういったものをテナントと共有していく、また、更新をしていくことで、より一人一人のドライバーに対してそういった、どこが気をつけるべきところなのかというところをお伝えするような形を取って、周辺の環境についてより安全な状況を守っていくというような取組をスタートしているところでございます。

そういったものの発展系については、今回の昭島の施設においても当然取り入れていくことで今検討しております。

そのほか、まだ最終的な竣工までには当然数年の時間がございまして、より環境改善になるような施策については継続して検討している状況ではございますが、現時点で明確にお伝えできるものについては先ほどのヒヤリハットマップのところ、ここに書いていないところでいうと1点新しいところかなということで御回答させていただければと思っております。

○日下委員 分かりました。

○宮越部会長 では、ほかに委員の皆様からいかがでしょうか。

袖野委員、お願いいたします。

○袖野委員 私から3点御質問させていただきたいのですが。

まず1つ目は水のことですが、今回、散水などもされるということでヒートアイランドの緩和ということなのですが、上水を利用されるということで、どれくらいの上水の量になるのか。昭島市と調整されていると思いますが、上水をつくるのにもエネルギー、CO₂を出していますので、例えば雨水の利用とか、地下水の利用とか、上水を使わないでやっていく方法はあるのかなという点が1つです。

2点目はエネルギーのことですが、非常にエネルギーインセンティブなデータセンターに使われるということで、太陽光パネルも敷かれるということなのですが、前回の審議の中でも自前では全部は賄えないという話で、テナントには再エネの購入のほうをエンカレッジしていくというようなお答えだったとお聞きしているのですが、GLPのほかの物件でそういったケースがあるのか、実際再エネをちゃんと買ってやっておられるのかという点ですね。

やはり非常に電力消費量の大きな用途でございまして、エンカレッジして実際どののだというところは全く分かりませんということではなく、他の物件でどのような運用をされているのかという点をお伺いできればと思います。

3点目は、対近隣の住民の方々ということになりますが、今回非常に意見をたくさんいただいているところで、特に皆様の御関心がある交通のところと緑なのかなと拝見しまして、アセスメントの手續というのが、環境上の負荷をできるだけ減らす事業にしていこうというところではあるのですが、プロセスを通じて関係者の皆様方とのコンセンサスというか、コミュニケーションを取っていくということもアセスの非常に重要なところですから、近隣の方々、都民の方々からの御意見を踏まえて何か見直すような点はあるのかどうかですね。

実際、いろいろ緑のこととかも考えていらっしゃると思うのですが、「この点を踏まえてこういうふうにしましたよ」というのがあると、もう少し理解も得やすくなるのかなと思いました。

特に北側が非常に自然豊かなところで、高木も残すというお話で、移植もして高い木が2列になったりするのかな、イメージのところを見るとそういうふうにも見えるのですが、景観のほうの写真を見るとちょっとそこが分かりにくくなっていて、先ほど来、樹木、どれを伐採してどれを残すのだとか、本数とかがまだこれからですというような御指摘もあったのですが、やはり敷地境界のところですね。熱の心配、排熱の環境や騒音の心配などもありますので、敷地境界のところをずっと緑で囲まれていると、大分圧迫感とかも減るのではないかと思いますので、今回、景観のイメージ図なども落葉樹でやられているので、木で覆われている感じが全然しないので、そういった点などもより具体的に、緑がどういふふうになりますよというようなことを示されたほうがいいのかないかなと思ひましてコメントになりましたが、よろしく願いいたします。

○事業者 すみません、1つ目を今失念してしまいました。

まず、水についてですが、現時点では上水を使って、施設に必要な水を賄いますというところで計画させていただいておまして、当然、量につきましては、昭島市の水道局と協議をしていて、エリアで、将来的な見込みも含めてのお話で私どもはいただいていると認識しておりますが、使える総量というものが当然決まっていますので、その範疇で施設の運用をやっていきたいと思っております。

水量等については、現時点で具体的な計画をここに書いているものではないですが、当然私どもが事業をすることで周りの水が足りなくなるとか、そういったことがないように、上限についてはきちんと厳しくお話もいただいておりますので、そこをきちんと守っていきながら使っていく形になるかなと思っております。

それから、データセンターの再エネの実態のほうだと思ひますが、大変恐縮ながら、私どもがデータセンター事業を始めてはいるのですが、現時点で完成をして運用しているものがまだない状態ではございます。

ただ、企業の姿勢というか、そういったところをしつらえする上では、先行してやっておりました物流のほうの実態ということでお話をさせていただければと思ひますが、物流施設のほうは、屋根の上に極力太陽光パネルを敷いていこうということで、再エネを大きくつくっていこうというのは、企業として今努めていっているところでございます。

ただ、物流施設というのがそんなに電力使用量が大きくないところもございまして、実際つくった電力を当然、私どもまず施設のほうで使う、ビル側で使う電力のほうはそれを使っていくというのを、新しい開発についてはほぼ100%やっていっている状況です。

かつ、その電力をテナントのほうにも配れるようなしつらえにはしておりますので、各テナントとそこはお話をした上で、テナントのほうにも再エネを使っていただくというような契約をどんどんまいていっているという状況でございます。

「グリーンリース」という言い方をしたりしておりますが、そういった環境にいいことをビル側もテナント側も一緒にやっていきましょうというような契約の内容に少しずつ、全てのテナントを今「やっていきませんか」ということでやっていって、具体的なパーセンテージは今申し上げられませんが、そういった形になってきておりますので、徐々にそういったところを、見るだけではなくて、入っていただくテナントも一緒にやっていくという体制は今できてきているかなと思っております。

あとは太陽光も、これは場所にもよってしまいまして、どうしても地方ですとつくり過ぎても系統に戻せないというような状況も今ありますので、そこはケース・バイ・ケースなのですが、以前はいろいろな制度もあったこともあって、系統に戻せるような場合は系統に戻して売電をしていくことで、全体的な再エネを高めていこうというような取組もやってきたというのが、御質問の趣旨はデータセンターだと思うのですが、現状今まで物流としてやってきたことはそういったことがございますので、データセンターについてもちょっと、電力の容量のレベル感の違う話ではあるのですが、考え方としてはそういったところを差し込んでいくような形を今後やっていきたいというのはございます。具体的に何だと言われると、現時点で事例がないので、大変申し訳ございません、そういう状況でございます。

最後に、近隣とのコミュニケーションをどのように取ってきて、どう変えていったかというところにつきましては、近隣に対する説明会というのは、アセスで決められたものとか、開発許認可絡みのところの法律で決まっているもの以外に、任意の説明会ということで、手前の段階で計2回させていただいております。初めが2022年2月だったと思っております。

その段階からすると、調査計画書から評価書案に至る間の部分ではあったのですが、やはり緑の環境の話と交通の話という2つの大きな御意見をたくさんいただいている中で、まず変えてきた内容として大きくあるのが、配棟計画のところでございます。

もともとは物流施設を6棟、それから、データセンターを9棟という計画にしております。公園の配置も少し今のように固めるものではなくて、ばらばらに配置をしているというのが当初の計画ではありましたが、やはり、例えば緑のことを考えたときに、代官山緑地とのつながりといったところというのは大きく御意見がありましたので、公園を集約して、玉川上水と代官山緑地の間の部分に公園を持ってくるというふうに配棟計画を変更しています。

ただ、それをやるためには、どうしても建物側をそのままではできなくて、データセンターが北側に並んでいるのですが、それは9棟から8棟に、縮小ではなくて集約と私どもは言っておりますが、建物一つ一つの容量とかそのあたりを工夫して9棟分を8棟に振り分けることによってあの部分の空間を確保した。

それは物流のほうも6棟を3棟にしたのは、いろいろ小さいものを1つに集約をしていて、その部分の配棟計画をあけて、玉川上水沿いの歩行者空間とか、そういったところは確保してきたつもりでございます。そこについては、近隣、もしくは、いろいろ行政とも話をする中で変更してきたところが明確なところかなと思っています。

あと、緑については、すみません、アセス上はどうしても葉が落ちた段階での表現になっております。なかなか難しいところではあって、具体的にどうこうというところは今申し上げられないのですが、先ほどおっしゃっていただいたような内容であり、敷地境界の部分については、極力今の樹木は残していきたいという考え方は持った上で、具体的に計画をやっていくという形を考えております。

以上でございます。

○袖野委員 ありがとうございます。

○宮越部会長 ほかに委員の皆様からいかがでしょうか。

廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 いろいろとありがとうございます。

伺いたいことは、住民の方々は道路、あるいは、施設ができたあと、いろいろと音、交通も含めてですが、心配されていることが多いので、工事、施設及び道路関係のことで4つ質問させてください。

まず工事ですが、工事の造成と建設について、全て8.2ですが、8.2-37、38に音源分布が載っているのですが、周辺への影響を考えると、造成は結構北側よりも少し後ろに下がったところに機械が並ぶことになっているのですが、造成であればもう少し前に行くこと

もあるのではないかなと思うのですが、造成のときの配置が本当にこんなのかということですね。これはどういう根拠でこうなっているのかというのを伺いたい。

それから、2つ目は施設です。完成後の施設については、例えば51ページで、昼と夜の基準を満足しているという結果の評価を載せておられますが、住民はやはり施設が建ったことによる影響もやはり知りたいと思うのです。そうすると、この結果というものが今の例えば一般環境から比べて十分努力した結果であるという説明があったほうが、私はいいなと思うのですが、その観点から何か説明できることはありますかということです。

3つ目、4つ目は道路です。交通量が増えていろいろと心配される点がありますが、私が伺いたいのは予測のところなのですが。工事用車両を含めた予測結果、あるいは、関係車両が走ったことによる予測結果というものが、時間帯別のほうは本編に載せてあるのですが、なぜか時刻別の、時系列的なデータが一切省かれているのですが、その理由を教えてください。

あと、これを一番聞きたいのですが、例えば、65ページと71ページに、今言いました工事用車両や関係車両が走ったときの比較として、基礎交通量のときの予測結果が載っているのですが、この結果が11ページの昼間の調査結果と全く同じになっている理由を教えてください。

○事業者 御質問ありがとうございます。

まず、1点目でございます。評価書案の8.2-37でよろしかったですかね。こちらのほうで造成のときの機械の配置というのが、境界から一步引いた位置になっているかなというところでの御質問かと思えます。

おっしゃるとおり、結果的にそういう形になってはおるのですが、暫定ではございますが施工計画のほうを立てさせていただきまして、稼働するだろう機械の台数とかを確認しつつ、どこの時点でピークになるのかというところを押さえた中で、そのときにどこを集中的に工事をやっているのかというところを考えていったときに、このような機械配置になってくるだろうというところでございます。

ですので、東と西の敷地、特に新設道路の位置に機械が集中して置いているような状態かと思えますが、造成の期間の中でもピークとなる時期が8か月目に当たると想定しております。そのときには、道路の整備のところを集中的にやっている時期、併せて、その時期にどこの建物とかを造っているのかというところを考えていったときに、東側の敷地、右側の敷地のほうの東寄りの場所、データセンターから集中している場所、もしくは、同

じ敷地側の南側のL-1と呼んでいる物流施設、西側の敷地でいうと、南側のL-2と呼んでいる施設のところら辺で集中的に工事がされているだろうということが想定できましたので、このような機械配置になっています。

2番目、施設ができ上がったあとの影響としてというところで、基準とかが守られていればいいという意味ではなくて、現状との比較もしておいたほうがいいのかという御質問かと思います。

丁寧な表現といいますか、影響の程度を見ていくということであるならば、基準を守るだけではなくて、現状との比較ということもおっしゃるとおりだと思います。評価書の中で見直せるところは見直していきたいというところではあります。

時系列的な表現が欠けているのではないかという、3つ目の御質問について。

○廣江委員 その辺のところ、本編のほうは昼間の時間帯や夜間の時間帯の時間帯で平均、あるいは、代表的な値と環境基準を比べるということで、いわゆる評価時間帯の値が載っているのは分かるのですが、例えば調査結果であっても、時刻別の値が資料編に載っていますよね。例えば騒音とか振動とか。

ところが、関連車両、工事用車両の予測結果の振動は載っているのですが、騒音が載っていないのはなぜでしょうか。

もっと言えば、測定結果、つまり、現況調べた調査の結果と予測の結果が全く基礎交通量の予測の結果と現況結果が全く同じ数字になるというのが、私には全く理解できないので、その理由を教えてください。

○事務局 3番目と4番目、改めてありがとうございます。

3番目の御意見に関しましては、御認識いただいていたと思いますが、騒音に関しましては昼の区分、夜間の区分ということで整理しておりましたので、予測結果に関しましては、時間区分として集約させた形で整理しておりました。振動に関しては時間値として掲載させていただいておりますが、騒音に関しては時間区分で整理しておりましたので、資料編には資料としては掲載していなかったというのが実態でございます。

整理することは可能ですので、騒音・振動として同列として見る限りでは、掲載しておいたほうがいいのかということだと思いますので、そこに関しましては評価書の段階で新たな追加資料になってしまいますが、掲載していくことは可能かなと思っております。

4つ目の御質問ですね。65ページ、基礎交通量のところの数字と調査をした数字が同じ数字になっているのはなぜかというような御質問と承りました。

こちらに関しましては、現地調査をしたときに交通量を併せて測定しておりますので、その結果でもって、同じ台数で数値計算したときの値と現地測定したときというので、やはり数値上の差異は出てきましたので、そこを解消するために補正をしております。

要は、予測した数値計算、解析した結果というものを現地調査に補正するような形で補正をかけて、今回、基礎交通量としての計算値というものを65ページなどの予測結果のところに掲載させていただいているところです。その補正值をもって、工事中の交通量、もしくは、施設関連車両の交通量の結果を算出しております。

あとは、今回、車両の伸び率みたいなものに関しましては、昨今の車両の台数的なところの傾向から見ていったときに、大きくこの地域においても車両が大きく伸びていくような形は見て取れなかったものですから、現地調査の結果というものを基礎交通量として、イコールとして捉えてございます。安全側を見て。

ということもありますので、今、先生のほうで確認して、「おかしいのではないの？」と言っている基礎交通量の数字というものが、基本的には測定をした結果とほぼ同じ数字になっているというのが現状でございます。

○廣江委員 確認ですが、今言われた「補正をかけている」という説明は、どこかにお書きになっていますか。

○事業者 すみません、それは説明が抜けておりました。

本来、予測をしていく過程の、予測手順という形でフロー図等を入れているのですが、そこにそういった記載をしていなかったのが誤解を生む内容になっているかと思っておりますので、そこに関しましては、実際の予測を行っている経過というフローとしては、正式なものとして記載し直していくべきものだと思っておりますので、評価書において改めていきたいと思っております。

具体的に、例えば8.2-43ページのところで、予測手順としてフローを入れているのですが、こちらで補正等ということが、作業手順として当然加えるべきものだと思っておりますので、こういったところで修正をかけていきたいと思っております。

○廣江委員 分かりました。

これは完全に、予測と実測を合わせるという意味合いが、私にはちょっと理解できないんですね。予測は当然、時間帯別の交通量を予測式に入れたとしても、実測値と合わないということは、音響学会式が当然認めているところなんです。

±2 dBの範囲内に収まる程度の精度はちゃんと担保していますよと。それであとは交通

量の変化によってどういう変化が起きるかを予測するということなので、おっしゃる意味としてはよく分かるのですが、説明なくやられると、単に現況調査結果を引用しただけではないかという、明らかな、誤解ではなくて疑念を持ってしまうと理解してください。これは完全にもう、専門家から見ると、あまりにもおかし過ぎないか。疑問ではなくて本当に疑念です。

今ので分かりましたが、そうすると、そういう説明を加えた上で、最後の、交通量によって例えば3dB上がるとか、そういうことを論じないと、これこそ大きな誤解を招く書き方だと言わざるを得ませんので、これは完全に書き直しをお願いします。

最後にコメントですが、先ほど猛禽類の話が出たときに、建設工事の音に慣らすみたいなお話があったと思いますが、私見ですが、今ここで建設工事騒音を予測しているのは地上1.2mですよ。これだけしか、今の資料の中には書かれていないわけです。猛禽類が地上1.2mを飛ぶわけはありませんので、もっと上を飛んでいると。そうすると、音源から丸見えのところを飛んでいるわけで、10dB以上は大きな騒音にさらされていると私は理解しています。

だけど、それがここに書かれていないで、慣らす、慣らされると言われたときに、この値しか出ていないと、ちょっと説明としても、それから、慣らすということの慣らす騒音がどれくらいなのか、それも誤解されると思うので、これは私見ですが、そのようにおっしゃるのであれば、普通は予測はしませんが、やはり高さ方向とかきちんと予測されたものを示した上で、それに慣らさせるのだとかいう説明をされたほうが。

これも音の立場からいうと、ちょっと、60と思われてこれを見られると、いや、そんなことはないよね、7、80ぐらいは行っているはずだと。壁の効果がないので、地上に建っている。これも誤解されることになりますので、そこら辺も、もしその説明を今後もされていくのであれば、加えていただくのが、私は個人的な意見としていいかなと思いました。

○事業者 コメント、御助言、ありがとうございます。

記載内容として不備といいますか、書き込みが足りないということについては真摯に反省させていただきまして、評価書に向けて修正をさせていただければと思っております。

最後にお話がありました猛禽の関係についても、参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

○宮越部会長 ほかに委員の皆様からいかがでしょうか。

では、私から質問させていただきたいことが幾つかあります。

まず、地盤と水循環についてですが、前回幾つか回答をいただいております、それに対する質問で3つあります。浅層地下水に関することと、深層地下水に関すること、それ以外のものなのですが。

まず、深層地下水に関することですが、前回も言ったとおり、事業者の御説明は妥当だと思っております、今回、地下の掘削深度も、深層地下水の帯水層よりも相当に浅いこと、また、地下水の揚水も、工事中も工事のあとも実施しないということで、それは納得しているのですが、とはいえ、それで深井戸に関しては「現時点で調査するつもりはない」と御回答いただいたのですが、確かに、環境アセスメントの中ではお願いするのは難しいと思います。ただ、見解書の中で、昭島市長から、「市の水道は深層地下水を水源にしている。だからとても大事だよ」ということを説明した上で、「事後調査においてさらなる詳細な調査を検討してほしい」というお願いがされています。

今回、事業者の御説明で、深層地下水に影響はないというのは、それはそうですが、ただ、そうとはいえ、認識されていると思いますが、それには相当不確実性もあると思います。例えば地質の連続性であったり、工事で予期しないことがあったり。だから、環境アセスメントの範囲の外としても、今後どんなふうにするかはこれから検討するという御回答いただいたと思いますが、せっかく深井戸もあって、井戸の構造によってはモニタリングできるのかどうか。

私はモニタリングも水質とかでそういうことを言っているわけではなくて、まず水位だと思います。水位のモニタリングを地下水の量に対して、流況に対して工事が影響を与えるのかどうかというところだと思いますので、まずは水位を観測できるようであれば、例えば昭島市と相談の上、水位を測定するとか、そういった活用はあるのではないかと思います。

深層地下水に関して「現時点で調査するつもりはない」ということで明確に御回答いただいているのですが、とはいえ、不確実性もあるし、昭島市は深層地下水がとても大事だという背景があって、昭島市長、地元からも検討してほしいとお願いされていて、なおかつ、観測できそうな施設があるという条件があるので、ぜひ御検討、何かしらの深井戸を活用した地域貢献というか、そういったこともぜひ御検討いただきたいと思います。

せっかくだから、モニタリングして、確かに予測どおり影響はなかったのだということちゃんと科学的に、データで示していただければ、それは一番の証明だと思いますので、ぜひ、できることを御検討いただければと思います。コメントです。

浅層地下水についてですが、前回もお話ししたとおり、雨水浸透施設に非常に興味を持っています。現段階では、施設の配置や規模について明らかにできないということでしたが、どの時点で示していただける見込みなのでしょうか。そこを教えていただきたいと思っています。

3点目は熱環境についてですが、次第13ページの【地盤、水循環 共通】の6で、熱収支、「地表面での熱の感じは、ほぼ変わりはない」と御説明いただいているのですが、かなり違和感がありました。

地表面の被覆形態が相当変わりますよね。単純に考えて、シミュレーションの結果でそうおっしゃっているのだと思いますが、一般的な感覚からしても、芝生の上と舗装の上では熱の感じは大きく変わってくると思うので、「ほぼ変わりはない」という「ほぼ」というのがどの程度なのかちょっと興味があったのですが、もし何か「ほぼ変わりはない」という説明の根拠のようなものがあれば教えてください。お願いします。

○事業者 ありがとうございます。

深井戸につきましては、現状の深井戸がそもそもどういう形状になっていて、今ホテルのほうにたしかあると思うのですが、どういう使い方ができるのかというのは、ちょっと私も現時点で知識がございませんので、それは検討させてください。

解体等をやっていくときにそもそも残せるものなのかどうなのかとか、そういったところもあると思いますので、それは多角的に見させていただいて、使い方というのが、いいやり方があるのではないかとこのころがあれば、そこは私どもも検討すべき内容だと思いますので、少しお時間をいただければと思います。

2つ目に御意見をいただいた浸透施設の規模的な、設計条件みたいなものとか、実際の具体の設計内容についてということだと思いますが、今まさに進めているところでございます、確定のものではないですが、進捗状況を再度確認の上、この場でお出しできるものなのかどうかも含めて、検討させていただければと思います。

あと、熱収支に関しましては、敷地内であれば当然、芝から人工物に変わるということで、当然、熱の収支、表面上の話としては完全に変わるものだと、それはおっしゃってくださったとおりで思っております。

今回CFDで検討させていただいているのは、計画地の外側の、いわゆる一般の方が体感される環境としてどうなのかというところを、風のシミュレーションと併せてやらせていただいているところでございます、そこに関しましては、温度的なところの条件を与

えて検討したのですが、お答えは同じになりますが、さほど大きな変化は見られなかったというのが現状でございます。敷地内ではなく、敷地外としての話で御認識いただければと思います。

○宮越部会長 ありがとうございます。

熱のシミュレーションについては、データセンターからの排熱を当然考慮してということですね。

○事業者 はい。表面上の変化も含めて、あとは熱、データセンターからの排熱も含めて、物流倉庫もそうですが、想定し得る範囲のものを含めた中で、温度変化みたいなものを検討したというところでございます。

○宮越部会長 分かりました。ありがとうございます。

深井戸について回答いただきありがとうございます。ぜひ検討を進めていただければと思います。

雨水浸透施設については、可能であれば、評価書の中に盛り込んでいただくか、この場で示していただいて、それについて妥当であったのかというのを事後調査で見ていただくのがアセスメントの中ではとてもいいのではないかと思いますので、ぜひ御検討ください。

水循環とは別な質問になりますが、1点お願いします。

見解書の中の89ページで昭島市長からの意見ですが、基本的事項の意見の3番で、「資料編を含む環境影響評価書案に内容の不整合と誤りが散見される」という意見があります。これについて事業者では、具体的にどんな内容か把握されていますか。もし把握されているようであればこの場で説明いただきたいのですが、お願いします。

○事業者 この御意見に関しましては、大変お恥ずかしい話だと認識してございます。文字の変換ミスとか、単位の書き間違いが散見されているという御指摘も、市民の皆さんからもいただいているところでございまして、それにつきましては、こちらとしては評価書の段階でしっかり対応していきたいと思っております。

それは結構数多くあったので、一個一個という話はこの場では割愛させていただきますが、その辺は修正していきたいと思っております。

再度評価書案を公表させていただいてから中身を確認してきているというところの中と、あと、御意見をいただいているところやはり大きな点として捉えているところとしますと、工事用車両に関しましては、大体どれくらいの台数が周辺を走るのかというところを計算上積み上げて、これくらいの発生、もしくは集中の交通量が発生するところで、道路

交通関係とかの計算をしているのですが、そもそもの発生集中、工事中のところに関しては、敷地内だけで走行するものも含めて積み上げた形で、それも全て外を走るというように、簡単に言ってしまうと、少し過剰に走行するよということで予測条件としているところがございましたので、そこは改めていきたいと思っております。

これはこちらのほうで確認しているところもありますし、昭島市から数字の不整合というところで御指摘いただいているところがありましたので、そこは改めていきたいと思えます。

過剰に見ていたところでもありますので、計算すると同じ値、もしくは下がる方向になるのかなと認識しているところがございます。まだ具体的な数字というところはお示しできないのは申し訳ありませんが、大きなところとしてはまずそれが1つ。

それと、生物・生態系のところで、非公開版の資料では見て取れるとなっているのですが、8.6-57ページで、行動圏の解析結果ということで図面をお示しさせていただいているのですが、こちらのメッシュの間隔といいますか、スケールというものが、ちょっと小さく、メッシュの切り方として適切なメッシュの切り方ではなかったというのが確認できております。

それが市民の皆様からの御意見の中にもあった、多摩川までの距離というところでの表現、評価書案の中では2 km前後というような表記をしていたのですが、「実際もっとあるでしょう」というような市民の皆さんからの御指摘をいただいています。

そこはすみません、我々のほうで気づけていなかったところではあったのですが、メッシュの切り方に関しましては改めていきたいと思えますし、予測結果のところの表現としても、たしか3 km程度の、ちょっと距離が延びるような形になろうかと思えます。

ただ、図面上、飛翔の図を入れておりますが、猛禽類が飛んでいる、青い線でくるくると書いているような図が書いてありますが、この飛翔の形態については間違いはなくて、メッシュの切り方として、色の塗り方、塗りつぶしている水色とか緑、ピンクで塗っている、その形が若干変わってくるかなと思っております。

こちらにつきましては、評価書で改めていくべきところとして大きな点かなと捉えておりますので、しっかり整理し直していきたいと思っております。

こちらで認識している大きな点というのは、今お話しさせていただいた2点。あとは表現上の間違いとか、コメントと図表との不整合があったりというところでの話かなと思っております。それだけに限らないところであると思えますが、いろいろ御指摘いただいて

いるところでもありますので、そこはしっかり再度評価書の時点で見直して、修正をしていきたいと思っております。

すみません、内容についてそういったところがあったことについて、私どもとしてもきちんと対応していきたいと思っております。

ただ、数字として、何かものすごく変わってしまうとか、悪くなる方向になるというところはなかったかなと認識しておりますので、そこについてはきちんと今後の評価書作成の中で修正させていただければと思います。

○宮越部会長 分かりました。ありがとうございます。評価書の中で確実な対応をお願いします。

○事業者 申し訳ございません。ありがとうございます。

○宮越部会長 柳会長、お願いします。

○柳会長 オオタカのところについては、8.6-134の10行目、書きぶりが何を言いたいのか全く分からないのですが。「注目される種である上位性のオオタカは、大部分が消失する。」で終わるんですね。主語と述語が何を言いたいのか分からない。

おそらく、ここは「大部分が消失することから、営巣地で」うんぬんといって、「縮小されることが新たに公園を配置し、連続性を確保することで生息環境に配慮する」とか、そういうふうに書いていただかないと、何をやりたいのか。

ネガティブチェックだけが結構目立って、環境保全措置として何を配慮して、それで「こういうことをやります」というような評価をちゃんと書いていただかないと、評価書案といえないということになりますので、全体を通してですが、ネガティブにチェックするだけではなくて、環境影響は少ないということではなくて、事業者としてその環境を新たにどう創出していくのかという視点、それがちょっと図書から読み取れないことが多いので、その点は評価書をつくられるときにそのスタンスを明確に打ち出していないと、住民にはあまり理解されない、評価されない図書になってしまう可能性があるかなと、私は危惧しておりますので、よろしく願いいたします。

○事業者 助言ありがとうございます。それを踏まえてしっかり対応していきたいと思えます。ありがとうございます。

○宮越部会長 ほかに委員の皆様からいかがでしょうか。

水本委員、お願いいたします。

○水本委員 今日のディスカッションを踏まえますと、評価書案の6-18ページですね、施工

の計画というのがかなり重要になってくるかと思えます。オオタカの営巣地を含めて。この辺の順番というのも、今日のお話を踏まえた上で、改めて、この順番で本当に今議論になっているところが補強できるのかというのも、少しお考えになってみてもいいのかなと思えます。

これは絵にしてみないと、代官山緑地との関係ですね、その辺ももう一回ちょっと絵にしながら皆さんでチェックいただいたほうがいいのかなと思えますので、最後コメントとして残させていただきます。

○宮越部会長 事業者は、よろしいでしょうか。

○事業者 はい。

○宮越部会長 ほかに委員の皆様からいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(無し)

○宮越部会長 では、ほかに御発言がないようですので、本日の審議は終了したいと思います。事業者の皆様、ありがとうございました。

事業者の皆様、退席してください。

(事業者退室)

○石井アセスメント担当課長 事務局からです。

本日審議を行いましたG L P昭島プロジェクトについてですが、見解書の縦覧が8月26日、都民の意見を聴く会の口述人の申出期間が8月27日までとなっております。

また、9月17日に都民の意見を聴く会が行われる予定となっておりますので、参加される委員の方におきましては、よろしく願いいたします。

○宮越部会長 ありがとうございました。

では、最後に、その他ですが、皆様から何かございますでしょうか。

(なし)

○宮越部会長 では、特にないようですので、これをもちまして本日の第二部会を終了したいと思います。大変ありがとうございました。

傍聴人の方は、退出ボタンを押して、退出してください。

(傍聴人退室)

(午後0時29分 閉会)